



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

127	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	1
128	〃	(〃).....	1
129	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	2
130	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	2
131	〃	(〃).....	2
132	介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可	(〃).....	3
133	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	3
134	保安林予定森林	(〃).....	3
135	〃	(〃).....	4
136	〃	(〃).....	4
137	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	5
138	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	5
139	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	5
140	〃	(〃).....	6
141	〃	(〃).....	6
142	〃	(〃).....	6
143	〃	(〃).....	7
144	〃	(〃).....	7
145	港湾施設の公示	(港湾空港振興課).....	7

告 示

和歌山県告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩薬新 21-02	テラウチ薬局岩出国道店	岩出市中迫138-1	令和 2.5.1
日医新 27-02	医療法人たちばな会西岡クリニック	日高郡印南町大字印南2275-16	令和 2.5.11

和歌山県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
岩訪新5-02	株式会社サンブリッジ	岩出市吉田317-9	訪問看護ステーションみちラボ	岩出市清水405-1 岩出第1駅前ビル2階	令和2.4.20
新訪新7-02	株式会社よろこび	新宮市蜂伏9-26	ナースセンターよろこび	新宮市蜂伏11-49	令和2.5.1
西訪新10-02	株式会社テラスイルミナ	西牟婁郡上富田町朝来815番地 ハピネス 柚205号	訪問看護ステーションこもればい	西牟婁郡上富田町朝来782番地1	令和2.6.1

和歌山県告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社かしの木	東牟婁郡那智勝浦町天満1415-10	グループホームかしの木	東牟婁郡那智勝浦町天満1415-10	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	令和2.7.31

和歌山県告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の満了の日
3072101037	株式会社KINJITO	訪問介護事業所ナンバーワン日高	和歌山県日高郡日高町荊木115-1	訪問介護	令和3.2.1	令和9.1.31

和歌山県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072101045	株式会社KINJITO	デイサービスライフ サイズひだか	和歌山県日高郡日高町 荊木115-1	通所介護	令和 3.2.1	令和 9.1.31

和歌山県告示第132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定に基づき公示する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 介護保険事業者番号 3071601516
- 2 介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名 医療法人健康長寿会
- 3 介護老人保健施設の名称 オレンジの郷
- 4 介護老人保健施設の所在地 和歌山県有田郡有田川町大字吉原522番地
- 5 許可年月日 令和3年2月1日
- 6 サービスの種類 介護老人保健施設

和歌山県告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町椿字大谷953の2から953の7まで
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第134号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海南市下津町橋本字岩屋谷1030の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第135号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字二河字楠ノ本1478の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

東牟婁郡那智勝浦町大字二河字楠ノ本1478の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第136号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字南大居字尾谷郷134の6、135、136

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

東牟婁郡那智勝浦町大字南大居字尾谷郷134の6・135・136（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第138号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
由良町漁業協同組合の地区	日高郡由良町神谷に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	神谷一本釣

和歌山県告示第139号

和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和2年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区
- 5 認証年月日

令和3年1月28日

和歌山県告示第140号

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和2年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年1月28日

和歌山県告示第141号

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和2年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年1月28日

和歌山県告示第142号

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡北山村
- 2 調査を行った時期
平成25年4月8日から平成27年3月27日まで
- 3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼の一部地区

5 認証年月日

令和3年1月28日

和歌山県告示第143号

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡北山村

2 調査を行った時期

平成26年4月8日から平成28年3月29日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼の一部地区

5 認証年月日

令和3年1月28日

和歌山県告示第144号

和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡北山村

2 調査を行った時期

平成27年4月15日から平成29年3月29日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原の一部地区

5 認証年月日

令和3年1月28日

和歌山県告示第145号

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	種 類	数量及び能力
由良港	津波防波堤（南）	日高郡日高町大字志賀地先	防波堤	延長100.0メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び日高振興局建設部管理保全課に備え付ける。